【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出日】 平成28年2月12日

【四半期会計期間】 第162期第3四半期(自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日)

【会社名】 広島ガス株式会社

【英訳名】 HIROSHIMA GAS CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 社長執行役員 田村 興 造

【本店の所在の場所】 広島市南区皆実町二丁目7番1号

【電話番号】 広島(082)251-2151(代表)

【事務連絡者氏名】 経理グループマネジャー 洞 井 豊 貴

【最寄りの連絡場所】 広島市南区皆実町二丁目7番1号

【電話番号】 広島(082)251-2151(代表)

【事務連絡者氏名】 経理グループマネジャー 洞 井 豊 貴

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次			第161期 第 3 四半期 連結累計期間		第162期 第 3 四半期 連結累計期間		第161期
会計期間		自至	平成26年4月1日 平成26年12月31日	自至	平成27年4月1日 平成27年12月31日	自至	平成26年4月1日 平成27年3月31日
売上高	(百万円)		61,943		54,526		88,851
経常利益	(百万円)		1,859		3,624		4,699
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益	(百万円)		918		2,357		2,746
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)		1,538		1,775		3,903
純資産額	(百万円)		34,961		40,755		39,237
総資産額	(百万円)		98,156		99,464		99,759
1株当たり四半期(当期) 純利益金額	(円)		15.49		36.04		46.32
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)						
自己資本比率	(%)		33.7		38.9		37.4

回次	第161期 第162期 第 3 四半期 第 3 四半期 連結会計期間 連結会計期間
会計期間	自 平成26年10月1日 自 平成27年10月1日 至 平成26年12月31日 至 平成27年12月31日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	2.45 6.49

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しているので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していない。
 - 2 売上高には、消費税等は含まれていない。
 - 3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していない。
 - 4 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、第1四半期連結累計 期間より、「四半期(当期)純利益」を「親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益」としている。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に 重要な変更はない。

また、主要な関係会社についても異動はない。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」からの重要な変更があった事項は以下のとおりである。

当社は、平成21年3月に判明した連結子会社である広島ガス開発㈱において発生した事件に関連し、計10件(原告11社)の損害賠償請求訴訟の提起を受け、その後、9件の訴訟が終了し、1件の事件について係争中であったが、当該事件の原告である㈱アイラックとの間で平成27年8月17日付で和解が成立したことから、これら10件の訴訟がすべて終了したため、前事業年度の有価証券報告書に記載した「(11)訴訟による影響」は消滅している。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われていない。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

当第3四半期連結累計期間の売上高は、原料費調整制度適用に基づく販売単価の低下等により、前年同四半期に 比べ12.0%減少の54,526百万円となった。

利益については、原油価格の低下に伴う原材料費の減少等により、営業利益は前年同四半期に比べ119.2%増加の3,317百万円、これに営業外損益を加えた経常利益は94.9%増加の3,624百万円、親会社株主に帰属する四半期純利益は156.7%増加の2,357百万円となった。

セグメントの業績を示すと、次のとおりである。

ガス事業

当第3四半期連結累計期間の都市ガス販売量は、大口を中心とした業務用ガス販売量の減少等により、前年同四半期に比べ2.8%減少の339百万m³となった。

売上高は、原料費調整制度適用に基づく販売単価の低下等により、前年同四半期に比べ11.6%減少の43,845百万円となったが、セグメント利益(営業利益)は、91.0%増加の2,427百万円となった。

なお、当社グループの売上高は、ガス事業のウェイトが高く、ガス事業の性質上、売上高に季節的変動があり、

り、冬期に多くの売上が計上される。

LPG事業

売上高は、販売単価の低下等により、前年同四半期に比べ16.7%減少の10,169百万円となったが、セグメント 利益(営業利益)は、164.3%増加の654百万円となった。

その他

その他は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、建設事業、情報流通事業、高齢者サービス事業等を含んでいる。

売上高は、工事売上の増加等により、前年同四半期に比べ28.9%増加の2,483百万円となったが、セグメント 損益(営業損益)は、120百万円の損失(前年同四半期は167百万円の損失)となった。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末における総資産は、売上債権の減少等により、前連結会計年度末に比べ294百万円減少の99,464百万円となった。

負債は、有利子負債の減少等により、前連結会計年度末に比べ1,812百万円減少の58,709百万円となった。 純資産は、利益剰余金の増加等により、前連結会計年度末に比べ1,518百万円増加の40,755百万円となった。 これらの結果、当第3四半期連結会計期間末の自己資本比率は、38.9%となった。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに 生じた課題はない。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を定めており、その内容等は次のとおりである。

(株式会社の支配に関する基本方針)

基本方針の概要

当社は、株主に関する基本的あり方として、株主は市場での自由な取引によって決まるべきものであり、当社株式に対する公開買付けについても、公開買付けの実施、また同公開買付けに応じるか否かの決定は、原則として株主の皆さまの自由な判断によるべきものと考えている。

他方で、当社の事業は、都市ガス等の安定的かつ安全な供給を実現するため、極めて公共性の高い社会的責任を有しており、お客さまによる当社製品及びサービスの利用を獲得維持するためには、当社に対する信頼が不可欠となる。また、当社事業の公共性等を考慮すると、長期的視点での事業計画が必要であり、短期的利益を追い求めるような経営は許されないと考える。特に都市ガスの安定的かつ安全な供給を目的とする当社の事業を継続するためには、人的・物的資源の維持、発展が不可欠であり、全てのステークホルダーに対する配慮がない限り、当社の企業価値は損なわれることになる。

当社は、当社の経営に対して重大な影響を与えることとなる、株券等の保有割合を20%以上とすることを目的とした当社株券等の買収行為が行われようとする場合には、株主の皆さまに対する十分な情報提供を確保し、買収行為の目的、内容を事前に検証する手続きを定め、併せて買収者と取締役会とが交渉を行う機会を設け、当社の企業価値をより向上させる事業計画を提案する機会を設けることが適切であると考える。

当社は、買収者が当社の定める手続きを遵守しない場合、並びに、当該買収行為が明らかに当社の株主全体の利益に反し、又は都市ガス等の安定的かつ安全な供給を妨げるものである場合には、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切でないと判断し、後掲の措置をとることとする。

基本方針の実現に資する特別な取り組みの概要

当社グループは、2020年に向けたグループ経営ビジョン「Action for Dream 2020」の基本方針を踏襲しつつ、その後の経営環境の変化を織り込んだ諸施策を着実に推進することにより、厳しい経営環境下においても利益を確保できる経営基盤を確立し、企業価値のさらなる向上に努め、株主の皆さまへの利益還元を行っていく所存である。

株主の皆さまへの利益還元方針は以下のとおりである。

(利益還元方針)

従来、当社は、株主の皆さまへの利益還元を経営上の重要な政策と位置付け、安定配当の継続を基本方針としてきた。今後も経営効率化や積極的な営業活動による成果を、将来を見据えた設備投資や研究開発、財務状態や利益水準等を総合的に勘案しつつ、株主の皆さまに還元していく所存である。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための 取り組みの概要

当社は、平成25年6月25日開催の第159回定時株主総会において、株主の皆さまのご承認をいただき、「買収防衛策(停止条件付ライツ・プラン)」(以下「本プラン」という)の更新を行っている。

本プランは、以下の()又は()に該当する当社株券等の買付けもしくは買付けの提案その他これらに類似する行為(以下「買収行為」という)がなされる場合に、買収者に対して適用される。

- () 当社が発行者である株券等について、保有者及びその共同保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付け
- () 当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

本プランは、当社のガス事業の安全性及び安定性を確保し、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保、向上させるために、買収行為に先立ち、買収者及び当社取締役会に対して、買収行為に関する必要かつ十分な情報提供を求めるとともに、当社の社外取締役及び中立公正な委員によって構成される独立委員会がこれらの買収行為に関する情報を評価、検討し、あるいは買収者と当社取締役会との協議、代替案等の検討をするために必要な期間を確保することを目的とする。

買収者は、本プランに定める遵守事項及び独立委員会の要請に従い、買収行為に関する必要かつ十分な情報 提供を行い、かつ独立委員会による合理的な協議検討のための期間が確保された場合には、当該期間経過後に 買収行為を開始することができる。

これに対し、当社取締役会は、買収者が本プランに定める遵守事項又は独立委員会の要請に違反し、又は、買収者による買収行為が当社のガス事業の安全性もしくは安定性を明らかに害し、当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損すると認められる場合には、当該買収行為への対抗措置を講ずることができるものとする。

本プランでは、当該買収行為への対抗措置として、当該買収者による権利行使を認めない旨の行使条件を付した新株予約権を新株予約権無償割当ての方法により、全株主に割当てる(以下「本プランの発動」という)。

本プランの発動又は不発動の判断については、買収者が必要情報を提供せずに買収行為を開始する場合を除き、当社取締役会の恣意的判断を排除するために、独立委員会の判断を経なければならないものとし、当社取締役会は、この独立委員会による勧告を最大限尊重しなければならないものとする。

本プランの有効期間は、平成28年3月期の事業年度に関する定時株主総会の終結時までとするが、本プランの有効期間中であっても、当社株主総会又は当社取締役会において本プランの廃止を決議した場合には、その時点で本プランは廃止される。

具体的取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、本プランが以下の理由により上記 の基本方針に沿っており、また、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであり、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものとはならないと考えている。

() 株主の総体的意思を反映するものであること

本プランは、株主の皆さまの意思を反映させるべく、平成25年6月25日開催の第159回定時株主総会における承認を得て更新されたものである。また、当社の取締役は、その任期が1年であるため、取締役の選任を通じて株主の皆さまの意思を反映させることができる。加えて、本プランは、株主総会決議により有効期間満了前に本プランを廃止することができる。

() 取締役会の恣意的判断の排除

当社は、本プランの更新にあたり、取締役会の恣意的判断を排除し、当社の企業価値及び株主の皆さまの 共同利益を向上、確保するために独立委員会を設置している。独立委員会は、高度な独立性・公平性が確保 されており、当社取締役会は本プランの発動にあたり独立委員会の勧告を最大限尊重しなければならないの で、これにより、当社取締役会の恣意的判断は排除されることになる。

() 合理的な客観的要件の設定

当社取締役会は、予め定められた合理的かつ客観的な要件が充足されなければ、本プランを発動させることができないので、当社取締役会の恣意的な判断に基づく本プランの発動を防止するための措置が講じられているものといえる。

() デットハンド型やスロー・ハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、取締役会決議によっていつでも廃止することができるので、取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できないデットハンド型買収防衛策にはあたらない。また、当社の取締役の任期は1年であり、解任決議要件の加重も実施していないので、取締役の交代を一度に行うことができず、その発動を阻止することが困難なスロー・ハンド型買収防衛策にもあたらない。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間の研究開発費の総額は135百万円である。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	240,000,000
計	240,000,000

【発行済株式】

種類	第 3 四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成27年12月31日)		上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	67,998,590	67,998,590	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株である。
計	67,998,590	67,998,590		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はない。

- (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はない。
- (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はない。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成27年12月31日		67,998,590		5,181		871

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はない。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができないので、直前の基準日である平成27年9月30日の株主名簿により記載している。

【発行済株式】

平成27年9月30日現在

			<u> </u>
区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)		_	
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,249,900		
完全議決権株式(その他)	普通株式 65,722,000	657,220	
単元未満株式	普通株式 26,690		1 単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	67,998,590	-	
総株主の議決権		657,220	

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式78株が含まれている。

【自己株式等】

平成27年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 広島ガス株式会社	広島市南区皆実町 二丁目7番1号	2,249,900	, ,	2,249,900	3.30
計		2,249,900		2,249,900	3.30

(注) 上記のほか、四半期連結財務諸表において自己株式として認識している当社株式が298,500株ある。 これは、平成23年1月14日付で実施した野村信託銀行㈱(広島ガス自社株投資会専用信託口)(以下「信託口」という。)への自己株式1,187,000株の譲渡について、会計処理上、当社と信託口が一体のものであると認識し、信託口が所有する当社株式を自己株式として計上していることによるものである。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間において、役員の異動はない。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令 第64号)及び「ガス事業会計規則」(昭和29年通商産業省令第15号)に準拠して作成している。

2.監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成27年10月1日から平成27年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成27年4月1日から平成27年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けている。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位:百万円) 当第3四半期連結会計期間 前連結会計年度 (平成27年3月31日) (平成27年12月31日) 資産の部 固定資産 有形固定資産 製造設備 18,567 17,022 供給設備 26,628 26,588 業務設備 3,898 4,107 その他の設備 7,871 7,548 建設仮勘定 3,574 4,732 有形固定資産合計 60,541 59,999 無形固定資産 504 740 投資その他の資産 投資有価証券 9,280 9,863 6,775 その他投資 6,467 貸倒引当金 255 243 15,800 16,087 投資その他の資産合計 76,827 固定資産合計 76,846 流動資産 現金及び預金 7,901 9,180 受取手形及び売掛金 7,247 5,071 商品及び製品 908 769 原材料及び貯蔵品 4,664 4,715 その他流動資産 2,224 2,915 貸倒引当金 33 14 22,637 流動資産合計 22,912 資産合計 99,759 99,464

	前連結会計年度 (平成27年 3 月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成27年12月31日)
負債の部	·	,
固定負債		
社債	10,000	7,50
長期借入金	21,127	18,06
役員退職慰労引当金	365	35
ガスホルダー修繕引当金	344	36
退職給付に係る負債	4,276	3,88
資産除去債務	106	10
その他固定負債	225	29
固定負債合計	36,445	30,55
流動負債		
1年以内に期限到来の固定負債	7,044	6,50
支払手形及び買掛金	6,023	6,40
短期借入金	1,000	
未払法人税等	1,146	33
コマーシャル・ペーパー	-	6,00
その他流動負債	8,862	8,90
流動負債合計	24,076	28,15
負債合計	60,522	58,70
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,181	5,18
資本剰余金	946	95
利益剰余金	29,632	31,71
自己株式	737	71
株主資本合計	35,023	37,13
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	2,758	2,95
繰延ヘッジ損益	61	1,04
退職給付に係る調整累計額	379	34
その他の包括利益累計額合計	2,317	1,56
非支配株主持分	1,897	2,04
純資産合計	39,237	40,75
負債純資産合計	99,759	99,46

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

		(単位:百万円)
	前第3四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)
売上高	61,943	54,526
売上原価	43,363	34,111
売上総利益	18,580	20,414
供給販売費及び一般管理費	17,067	17,097
営業利益	1,513	3,317
営業外収益		
受取利息	5	5
受取配当金	129	142
持分法による投資利益	122	192
CNG販売収益	209	174
雑収入	332	184
営業外収益合計	800	699
営業外費用		
支払利息	309	252
雑支出	144	140
営業外費用合計	454	392
経常利益	1,859	3,624
特別損失		
固定資産売却損	37	-
厚生年金基金脱退特別掛金	68	-
特別損失合計	106	-
税金等調整前四半期純利益	1,753	3,624
法人税、住民税及び事業税	442	742
法人税等調整額	293	357
法人税等合計	735	1,100
四半期純利益	1,018	2,524
非支配株主に帰属する四半期純利益	99	166
親会社株主に帰属する四半期純利益	918	2,357

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

		(単位:百万円)_
	前第3四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)
四半期純利益	1,018	2,524
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	552	196
繰延ヘッジ損益	66	984
退職給付に係る調整額	34	39
その他の包括利益合計	519	748
四半期包括利益	1,538	1,775
(内訳)	·	
親会社株主に係る四半期包括利益	1,438	1,608
非支配株主に係る四半期包括利益	99	166

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)

第1四半期連結会計期間より、重要性が増したHG LNG SHIPPING CORPORATIONを連結の範囲に含めている。変更後の連結子会社の数は15社である。

(会計方針の変更等)

当第3四半期連結累計期間

(自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)

(会計方針の変更)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を、第1四半期連結会計期間から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更した。また、第1四半期連結会計期間の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する四半期連結会計期間の四半期連結財務諸表に反映させる方法に変更する。加えて、四半期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っている。当該表示の変更を反映させるため、前第3四半期連結累計期間及び前連結会計年度については、四半期連結財務諸表及び連結財務諸表の組替えを行っている。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58 - 2項(4)、連結会計基準第44 - 5項(4)及び 事業分離等会計基準第57 - 4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期連結会計期間の期首時点 から将来にわたって適用している。

なお、当第3四半期連結累計期間において、四半期連結財務諸表に与える影響額はない。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

当第 3 四半期連結累計期間 (自 平成27年 4 月 1 日 至 平成27年12月31日)

(税金費用の計算)

一部の連結子会社において、当連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理 的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用している。 (追加情報)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)

当社は、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っている。

(1) 取引の概要

当社は、当社従業員に対する当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与、従業員持株会である 広島ガス自社株投資会(以下「本投資会」という。)への安定的な株式供給及び当社のコーポレート・ガバナン ス向上を目的として、信託型従業員持株インセンティブ・プラン(以下「本プラン」という。)を導入している。

本プランでは、当社が信託銀行に「広島ガス自社株投資会専用信託口」(以下「本信託」という。)を設定し、本信託は設定後5年間にわたり本投資会が取得すると合理的に見込まれる数の当社株式を、借入金を原資として、当社から第三者割当によって予め一括して取得する。本信託は取得した当社株式を、信託期間を通じ、一定の計画(条件及び方法)に従って継続的に本投資会に時価で売却する。本信託終了時点で本信託内に当社株価の上昇による株式売却益相当額が累積した場合には、受益者適格要件を満たす本投資会会員に分配される。なお、当社は、本信託が当社株式を取得するための借入に対し保証をしているため、当社株価の下落により本信託内に株式売却損相当額が累積し、信託終了時点において本信託内に当該株式売却損相当の借入金残債がある場合は、保証契約に基づき、当社が当該残債を弁済することとなる。

(2) 「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)を適用しているが、従来採用していた方法により会計処理を行っている。

(3) 信託が保有する自社の株式に関する事項

信託における帳簿価額は前連結会計年度77百万円、当第3四半期連結会計期間62百万円である。信託が保有する自社の株式は株主資本において自己株式として計上している。

期末株式数は前第3四半期連結累計期間416千株、当第3四半期連結累計期間286千株であり、期中平均株式数は、前第3四半期連結累計期間470千株、当第3四半期連結累計期間323千株である。期末株式数及び期中平均株式数は、1株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めている。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 偶発債務

(1) 保証債務

連結会社以外の会社の金融機関からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っている。

	- IM / 1221-7-3 1 / 17 (1-1 17) 17 (17)	F141111 - 113 - 114 - 114
	前連結会計年度 (平成27年 3 月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成27年12月31日)
MAPLE LNG TRANSPORT INC.	3,162百万円	2,919百万円

(2) 債務履行引受契約

社債の債務履行引受契約に係る偶発債務は次のとおりである。

	前連結会計年度 (平成27年 3 月31日)	当第 3 四半期連結会計期間 (平成27年12月31日)
第7回無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	5,000百万円	5,000百万円
第8回無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	2,500百万円	2,500百万円
第 9 回無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	2,500百万円	2,500百万円
合計	10,000百万円	10,000百万円

(3) 重要な訴訟事件

前連結会計年度(平成27年3月31日)

平成21年3月に判明した連結子会社である広島ガス開発㈱における不適切な取引に関連し、当社は、次のとおり広島地方裁判所において、訴訟の提起を受けている。当該訴訟の最終的な結論は現在のところ得られていないため、その判決により生ずるかもしれない負担金額については四半期連結財務諸表に計上していない。

訴訟の提起をした者	訴訟の提起を受けた者	提訴年月日	訴訟の内容	請求額 (百万円)	
㈱アイラック	当社他 1 社及び10名	平成22年4月12日	損害賠償請求事件	803	
古澤建設工業㈱	当社他 1 社及び10名	平成22年4月12日	損害賠償請求事件	643	
合 計					

⁽注) 古澤建設工業㈱からの訴訟の提起については、平成27年4月10日付で和解が成立している。

当第3四半期連結会計期間(平成27年12月31日)

該当事項はない。

(四半期連結損益計算書関係)

前第3四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)及び

当第3四半期連結累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)

当社グループの売上高は、ガス事業のウェイトが高く、ガス事業の性質上、売上高に季節的変動があり、冬期に多くの売上が計上される。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成していない。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりである。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日	当第3四半期連結累計期間(自 平成27年4月1日
	至 平成26年12月31日)	至 平成27年12月31日)
減価償却費	5,092百万円	5,242百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)

1.配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年 5 月13日 取締役会	普通株式	177	3.00	平成26年3月31日	平成26年6月9日	利益剰余金
平成26年11月11日 取締役会	普通株式	177	3.00	平成26年 9 月30日	平成26年12月1日	利益剰余金

- (注)上記配当金の総額には、野村信託銀行(株)(広島ガス自社株投資会専用信託口)に対する配当金を含めていない。
- 2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日 後となるもの

該当事項はない。

当第3四半期連結累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)

1.配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年 5 月13日 取締役会	普通株式	326	5.00	平成27年3月31日	平成27年6月8日	利益剰余金
平成27年11月11日 取締役会	普通株式	196	3.00	平成27年 9 月30日	平成27年12月1日	利益剰余金

- (注) 1 上記配当金の総額には、野村信託銀行(株)(広島ガス自社株投資会専用信託口)に対する配当金を含めていない。
 - 2 平成27年5月13日決議の1株当たり配当額は、東京証券取引所一部指定記念配当2.00円を含んでいる。
- 2.基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はない。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント						四半期連結
	ガス事業	LPG事業	計	その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	損益計算書 計上額 (注)3
売上高							
外部顧客への売上高	48,582	12,059	60,641	1,302	61,943		61,943
セグメント間の内部売上高 又は振替高	1,010	152	1,162	624	1,786	1,786	
計	49,592	12,211	61,804	1,926	63,730	1,786	61,943
セグメント利益又は損失()	1,270	247	1,518	167	1,350	163	1,513

- (注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、建設事業、情報流通事業、高齢者 サービス事業等を含んでいる。
 - 2 セグメント利益又は損失()の調整額163百万円は、連結消去等である。
 - 3 セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っている。

当第3四半期連結累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日) 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント						四半期連結
	ガス事業	LPG事業	計	その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	損益計算書 計上額 (注)3
売上高							
外部顧客への売上高	42,900	10,032	52,932	1,594	54,526		54,526
セグメント間の内部売上高 又は振替高	944	137	1,081	889	1,971	1,971	
計	43,845	10,169	54,014	2,483	56,498	1,971	54,526
セグメント利益又は損失()	2,427	654	3,081	120	2,960	356	3,317

- (注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、建設事業、情報流通事業、高齢者 サービス事業等を含んでいる。
 - 2 セグメント利益又は損失()の調整額356百万円は、連結消去等である。
 - 3 セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っている。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、次のとおりである。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	15円49銭	36円04銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額(百万円)	918	2,357
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益金額(百万円)	918	2,357
普通株式の期中平均株式数(株)	59,274,844	65,425,779

- (注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していない。
 - 2 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり四半期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めている。

1株当たり四半期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は(追加情報)に記載している。

(重要な後発事象)

平成27年10月30日開催の取締役会決議に基づき、平成28年1月26日に第11回無担保社債を発行した。その概要は次のとおりである。

(1) 社債の種類 : 無担保国内普通社債

(2) 社債の総額 : 5,000百万円

(3) 払込金額 : 各社債の金額100円につき金100円

(4) 利率 : 年0.310%
(5) 償還方法 : 満期一括償還
(6) 償還期限 : 平成35年1月26日
(7) 発行年月日 : 平成28年1月26日

(8) 担保 : 無担保

(9) 資金の使途 : 設備投資資金

2 【その他】

平成27年11月11日開催の取締役会において、平成27年9月30日の最終の株主名簿に記載された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議し、配当を行っている。

配当金の総額 197百万円

1 株当たりの配当額 3円00銭

支払請求権の効力発生日及び支払開始日 平成27年12月1日

(注) 配当金の総額には、野村信託銀行㈱(広島ガス自社株投資会専用信託口)に対する配当金を含めている。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年2月10日

広島ガス株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 尾崎更三印

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 前田貴史印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている広島ガス株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成27年10月1日から平成27年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成27年4月1日から平成27年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結 財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸 表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、広島ガス株式会社及び連結子会社の平成27年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

⁽注) 1.上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

^{2 .} XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。